

衆議院環境委員会ニュース

平成 27.6.2 第 189 回国会第 9 号

6 月 2 日（火）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）

- ・望月環境大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

吉野正芳君（自民）

- ・東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理は関係者が一体となって行うことができたことと認識しているが、望月環境大臣の評価を伺いたい。
- ・今後、災害が発生した場合における、破損した自動車の取扱い及び建物の地下構造物の撤去の方針等について、環境省に伺いたい。
- ・本年 4 月にネパールで発生した地震に対して、東日本大震災の経験を基に我が国が行える協力について、望月環境大臣の認識を伺いたい。

馬淵澄夫君（民主）

- ・現在検討されている 2030 年度の電源構成では、原子力発電の比率を 20～22%まで高めていくこととされている。この中で、原子力発電所事故が万が一発生した場合を想定して、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る法律の制定が必要になると考えるが、望月環境大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 24 年に閣議決定された第 4 次環境基本計画において、長期的な目標として、2050 年までに温室効果ガス排出量の 80%削減を目指すこととされている。2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 26%削減を目指すとするれば、長期目標の達成に向けて、残りの 20 年で 54%削減する必要があるが、どのような方策で削減を進めていくつもりなのか、望月環境大臣の見解を伺いたい。
- ・現政権の電源構成比率決定に至るまでの検討プロセスは、経済産業省の有識者会議が中心となって取りまとめたものを関係閣僚が了承する形となっている。民主党政権時の検討プロセスと比べて、国民的議論も不十分であり、重層性のない検討体制であると考えているが、望月環境大臣の所見を伺いたい。

福田昭夫君（民主）

- ・放射性物質汚染対処特措法は東京電力福島第一原子力

発電所事故に由来する放射性物質への対応にしか適用されないため、万一の事故に備えた対応を法律に明記しておく必要があると考えるが、環境省の見解を伺いたい。

- ・国が指定廃棄物の県内処分を進めている各県の現状と打開策を伺いたい。また、宮城県や栃木県で県内処分の方針の見直しを求める動きがあること等についてどう評価するか、さらに、福島県富岡町の帰還困難区域において、地権者の協力により福島以外の 5 県分を含めた指定廃棄物の引き受けが可能となった場合、この方針を見直すのか、環境省の見解を伺いたい。
- ・福島県を含めて指定廃棄物の処理が進んでいない状態だが、この問題を今後どうやって解決していくつもりなのか、望月環境大臣の見解を伺いたい。また、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会が検討を進めるに当たり、例えば、委員が宮城、栃木、千葉の候補地を視察して地元と意見交換する機会を作る必要があると考えるが、望月環境大臣の見解を伺いたい。

松田直久君（維新）

- ・災害廃棄物対策に関する地域ブロック協議会において、具体的にどのような協議が行われたのか伺いたい。また、環境省の地方環境事務所はこの協議会においてどのような役割を担っているのか併せて伺いたい。
- ・本法律案における「事業者その他の関係者」とは具体的にどのような者を指すのか。また、大規模災害時において民間事業者は具体的にどのような役割を担うのか伺いたい。

篠原豪君（維新）

- ・8,000 ベクレル/kg を下回りながら処分先が確保できていない廃棄物は全国でどのくらいあるのか。また、処分先の確保に苦慮している自治体がある現状について望月環境大臣はどのように考えているのか、併せて伺いたい。
- ・放射性物質に汚染された廃棄物への対処については本

法律案に規定されていないが、法整備を含めた検討を行っているのか望月環境大臣に伺いたい。

真山祐一君（公明）

- ・本法律案により規定される国、都道府県、市町村及び民間事業者の連携協力における具体的な役割分担及び責務について望月環境大臣に伺いたい。
- ・大規模災害発生後に環境大臣が定める災害廃棄物処理に関する指針の具体的内容について環境省に伺いたい。
- ・災害が発生した場合の廃棄物の広域処理について、自治体間の協定の締結の現状と、今後、官民の連携を広げていくための方策について、環境省に伺いたい。